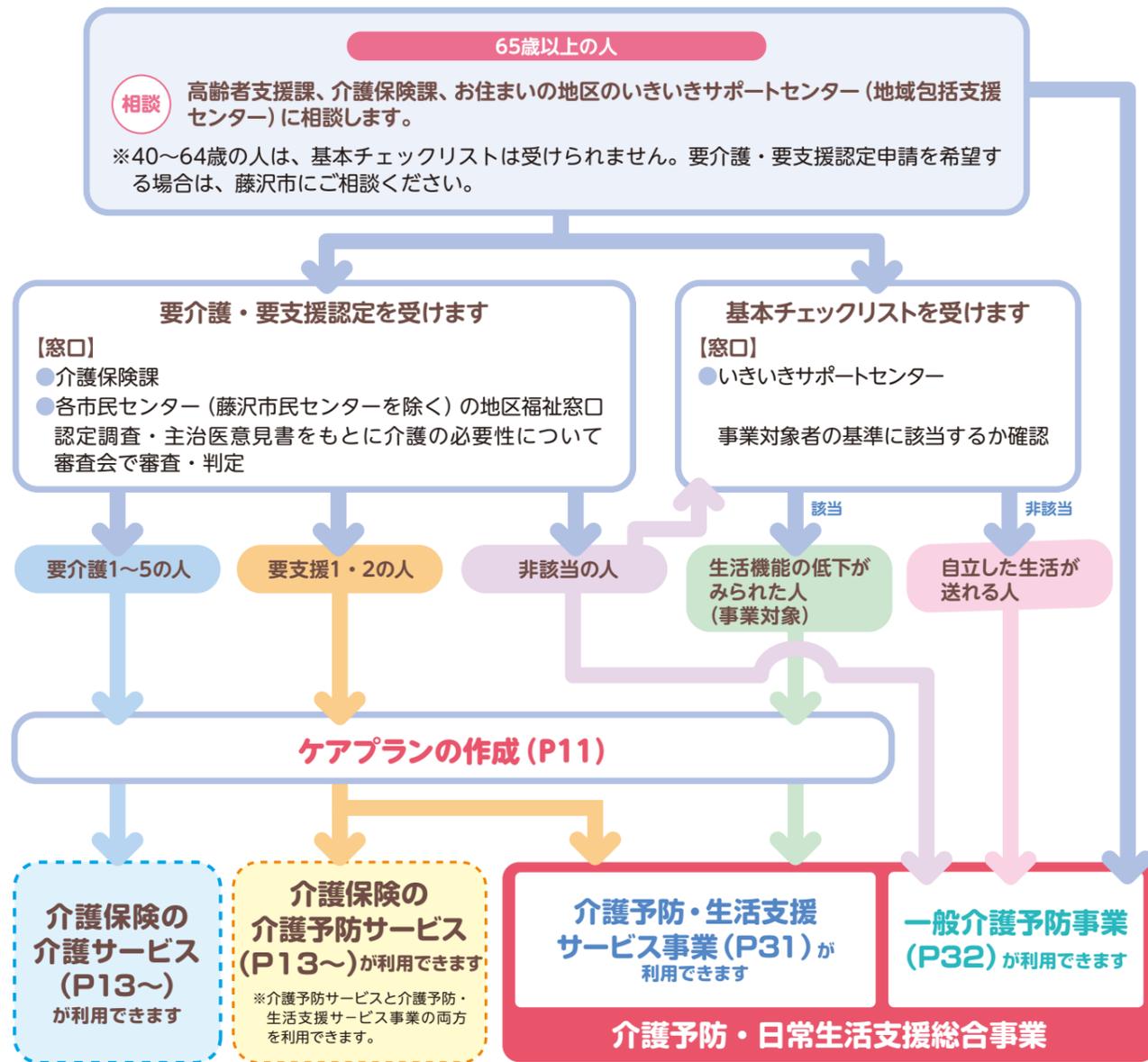


# サービス利用の流れ

## サービス利用までの流れ



### 基本チェックリストとは？

- 生活状況等についての25項目の簡易な質問により、日常生活に必要な生活機能の低下がみられるか確認するものです。回答結果で事業対象に該当するか判定します。
- 「事業対象」に該当すると判定された場合、利用者の状況や希望も踏まえ、自立支援に向けたケアプランを作成してサービス利用につなげます。

※事業対象とは…基本チェックリストの回答結果から判定する区分のことです。基本チェックリストはお住まいの地区のいきいきサポートセンターで受けることができます。

- ◆手続きが簡単です。
- ◆要介護・要支援認定を受けるよりも迅速にサービスを利用できます。
- ◆訪問型・通所型サービス (P31) が利用できます。
- ◆必要になった時は、いつでも要介護・要支援認定の申請ができます。

要介護状態になることを予防したい人や生活面の支援が必要と感じている人など、何かお困りごとがありましたら、まず、お住まいの地区のいきいきサポートセンター (P33) や藤沢市の窓口でご相談ください。

## 事業者との契約

事業者と契約するときは、契約書や重要事項説明書を書面でとりかわします。そのときは、次の内容に注意しましょう。

サービスの内容と説明	利用者の状況にあったサービス種別や内容の説明があり、契約書等に記載されているか。
契約期間	契約書に契約期間が記載され、期間満了後の契約更新についても記載されているか。
利用者負担金	利用者負担の額や交通費の要否などが記載されているか。介護保険が利用できるサービスと利用できないサービスについて説明されたか。また、使用料、協力金などあいまいな費用が課されていないか。
サービス利用の取り消し	予定されたサービス利用を中止できることが記載されているか。またその方法やキャンセル料がわかりやすく説明されているか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められているか、その手続きについての記載があるか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が記載されているか。
秘密保持	利用者及び利用者の家族に関する秘密や個人情報が保護されるようになっているか。
相談・苦情	相談や苦情の窓口について記載されているか。

### ●契約書に、不合理な名目費用がないか、確かめましょう。

※介護保険での利用者負担の範囲はP27へ

#### サービス契約書

契約の基本的な内容（有効期間・支払い・解約等）が記載されます。

#### サービス内容説明書の内容

- ①具体的なサービス内容
- ②提供回数と日程
- ③利用者負担と支払方法
- ④サービスをキャンセルするときの連絡方法とキャンセル料等の詳細が記載されます。

#### 重要事項説明書の内容

- ①事業者の概要
  - ②事業所の概要
  - ③事業所の職員体制
  - ④営業時間
  - ⑤利用者負担
  - ⑥相談窓口
- 等が記載されます。

## 介護サービス情報の公表制度について

様々な事業所が介護サービスを提供する中で、適切な介護サービスを選択することができるよう、介護サービス事業所はサービス内容や運営状況等を公表することになっています。（介護サービス情報の公表制度）

公表制度により、介護サービス事業所の情報を入手し、事業所を比較・検討することができます。



### 介護サービス情報公表システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/14/index.php>  
(神奈川県版アドレス)

介護 公表 検索

- 全国の事業所検索ができます。
- 事業所詳細が閲覧できます。
  - ・事業所の特色
  - ・事業所の詳細
  - ・運営状況（昨年度の実績情報）
- 介護サービスの料金が試算できます。
- 事業所の比較検討ができます。
- スマートフォンアプリが利用できます。

### 介護情報サービスかながわ

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/>

介護 かながわ 検索

- 神奈川県内全ての事業所の「介護サービス情報公表システム」に登録された情報【県または市町村事業所台帳への登録情報】「事業所が登録する情報（最新のトピックなど）」をまとめて閲覧できます。
- 事業所の法人名で検索ができ、その法人名のもと県内で運営されている事業所が一覧で閲覧できます。
- 「かながわベスト介護セレクト20」や「かながわ認証」表彰・認証や評価を受けている事業所が一目でわかります。

神奈川県指定情報公表センター 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

TEL 045-227-5690 URL [https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/citytown](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/citytown)

# 認定申請の方法と認定結果

介護や支援が必要と思ったら、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や藤沢市の窓口（裏表紙参照）に相談しましょう。

## 1 申請します

介護保険のサービスを利用したい人は、藤沢市の窓口（裏表紙参照）に申請します。

※申請は本人や家族などのほか、いきいきサポートセンターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
  - 介護保険被保険者証（65歳以上の人）（原本）
  - 医療保険加入の確認ができるもの（次のいずれかのもの。書類は写しも可）
    - 【マイナ保険証を保有している人】
      - ・ マイナポータルの医療保険の資格情報画面、資格情報のお知らせ、資格確認書
    - 【マイナ保険証を保有していない人】
      - ・ 有効な医療保険被保険者証、資格確認書
  - 主治医の氏名、医療機関の名称・所在地・電話番号がわかるもの（メモなどの控えで可）
- ※本人確認ができるものなど、上記以外の書類が必要となる場合があります。あらかじめ、藤沢市にご確認ください。  
※主治医がいない場合は、医療機関を受診し、主治医となる医師を決めた上で申請してください。

## 2 認定調査を受けます

藤沢市の職員や藤沢市から委託を受けた調査員が自宅等を訪問し、本人・家族等から日常生活の具体的な状況を聞き取りします。



## 3 主治医意見書を依頼します

藤沢市から心身の状況を記入してもらうよう依頼します。なお、意見書作成費用の本人負担はありません。

## 4 判定します

- 〈一次判定〉 調査票・主治医意見書の一部の項目がコンピューター判定され、どのくらいの介護や支援が必要であるかの区分（要介護・要支援状態区分）が示されます。
- 〈二次判定〉 一次判定の結果及び主治医意見書・認定調査の特記事項をもとに介護認定審査会で審査し、要介護・要支援状態区分の判定が行われます。
- 介護認定審査会は、医療、保健、福祉の専門家で構成されています。

## 5 認定結果が届きます

- 要介護・要支援認定結果通知書
  - 介護保険被保険者証
  - 負担割合証（新規申請のみ）
- 認定結果は、原則として申請から30日以内に藤沢市から送られてきます。
- ※30日以内に認定結果を通知できない場合は、「要介護認定・要支援認定等延期通知書」を送付します。

### 要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P11へ

### 要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P11へ

### 非該当

現状で要介護や要支援のサービスが必要ないと判定された人

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P31へ

### 不服申立てについて

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは藤沢市までお問い合わせください。審査判定の経過をご説明します。その上で納得できない場合には、認定結果を知った日の翌日から3か月以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

- 藤沢市介護保険課 認定担当 0466-50-3527
- 神奈川県介護保険審査会（神奈川県福祉部高齢福祉課内）045-210-1111（代表）

### 認定の有効期間と更新等の手続き

- 認定の有効期間は原則として新規6か月（最長12か月）、更新12か月（最長48か月）です。
- 介護保険のサービスを継続して利用される場合は、更新申請をしてください（有効期間満了日の60日前から手続きができます）。サービスを利用しない場合、申請は不要です。
- 認定の有効期間内であっても状態変化等により介護を必要とする度合いが変化した場合「区分変更申請」により現状に合った介護度の見直しを求めることができます。

### ● 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。請求するにあたり、藤沢市に届出が必要です。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしまいます。必ず示談の前に藤沢市にご連絡ください。

# ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

## 居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護・要支援認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整を行います。

**ケアマネジャー** 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に施設を紹介します



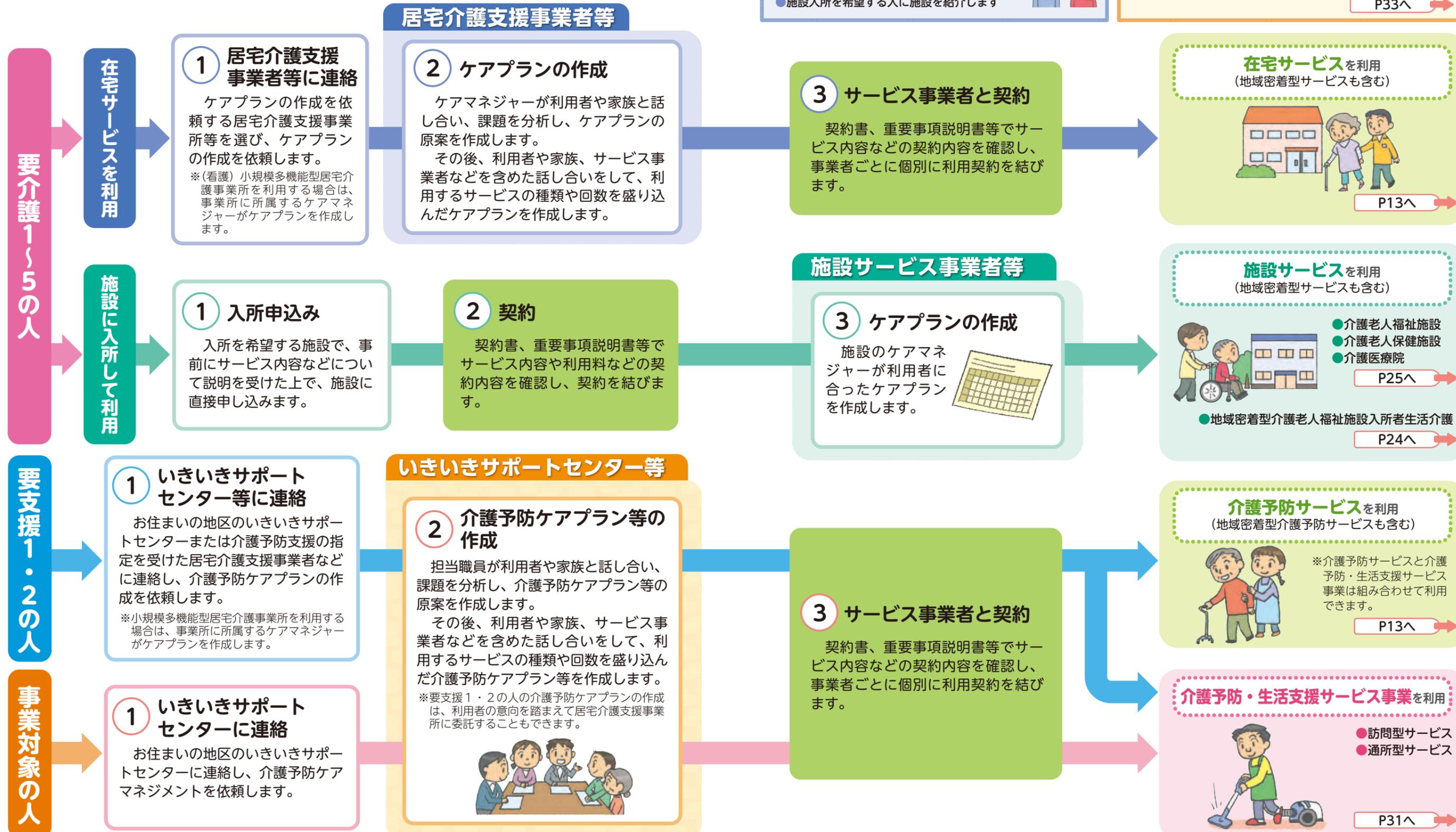
## いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。



- 総合的な相談・支援 …… 困りごとにご相談ください
- 介護予防ケアマネジメント …… 自立した生活を支援します
- 虐待防止などの権利擁護 …… みなさんの権利を守ります
- ケアマネジャーへの支援 …… さまざまな方面から支えます

P33へ



P13へ

P25へ

P24へ

P13へ

P31へ